

我がまち 自慢

24

上中妻地区編

住みよいまちづくり推進協議会の各地区の広報委員の方が、地区の取り組みなどを紹介します



みんなの生きがいにもなっている生き生き交流会

みんなが笑顔で、
和やかな雰囲気

生き生き交流会

上中妻地区加倉井町では、地域の高齢者の皆さんが元気に生きがいを持って暮らせるようにと、平成18年から生き生き交流会を開催し、約20名の皆さんが参加しています。これは、日中、家の中にもりがちな高齢者が、地域の人たちと交流を持つことで、積極的に表に出てもらうとすることが目的です。

これまでも、高齢者の交流を深めるために、高齢者クラブによる活動が行われてきましたが、会員以外の人たちとのつながりも大切にしていこうと、誰でも参加できるようにしました。

交流会では、みんな一緒に音楽に合わせて体操したり、童謡や懐かしい歌謡曲を大きな声で合唱したりします。みんなが歌えるように、参加者が好む曲を選んで歌集を作りました。

最初は遠慮がちだった皆さんも、何度か参加するうちに心が知れるようになり、今では、自宅で作った料理を持ち寄るなど、アットホームな雰囲気になっています。

代表の外岡三男さんは、「この会をもっとよいものにしていこうと、皆さんから交流会の方向性などについて、意見も出るようになりました」と交流の輪が深まっていることを実感します。

大きな笑い声が響く会場には、生き生きとした皆さんの笑顔があふれています。

問合せ 上中妻市民センター(☎051-9402)



外岡三男さん

市民税・県民税の改正について

地方税法の改正により、平成24年度から、市民税・県民税算出の際の扶養控除などが、次のように変更になりました。

問合せ/市民税課(☎232-9138)

●一般(年少)扶養親族に係る扶養控除の廃止

一般扶養親族のうち、年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止となりました。

●特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分の廃止

年齢16歳以上19歳未満の扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。なお、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に係る扶養控除額は変更ありません。

控除の区分		扶養控除額(円)	
		改正前	改正後
一般(年少)扶養親族	16歳未満(平成8年1月2日以降生まれ)	33万円	廃止
	23歳以上70歳未満(昭和17年1月2日～昭和64年1月1日生まれ)	33万円	33万円
特定扶養親族	16歳以上19歳未満(平成5年1月2日～平成8年1月1日生まれ)	45万円	33万円
	19歳以上23歳未満(昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれ)	45万円	45万円
老人扶養親族	同居老親等以外の者 同居老親等	70歳以上(昭和17年1月1日以前生まれ)	38万円
		45万円	45万円

※同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者や配偶者の父母や祖父母などで、かつ、納税者や配偶者のいずれかと同居している人。

●同居特別障害者加算の改組

扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額に加算されることになりました(控除額に変更はありません)。

●寄附金控除の適用下限額の引下げ

寄附金税額控除の適用下限額が、5,000円から2,000円に引下げられました(平成23年に支出した寄附金から適用)。